

田辺市と朝日放送グループホールディングス株式会社との
地域コンテンツのデザインと発信による地域創生に関する包括連携協定書

田辺市（以下「甲」という。）と朝日放送グループホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、第1条の目的を達成するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携を図り、双方の保有する資源を有効に活用することにより、地域の活性化及び市民サービスの向上を図り地域創生に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）産業振興及び観光振興に関すること。
- （2）地域の情報発信に関すること。
- （3）地域課題の解決に関すること。
- （4）地域創生の推進に関すること。
- （5）その他、イベント等、市民サービス向上に関すること。
- （6）その他、本協定の目的達成に資すること。

（定期協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、甲乙それぞれに連絡調整窓口を設置し、定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。
2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙双方が書面により合意した場合には、本協定を廃止することができる。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、双方が書面により合意した場合には本協定の内容を変更することができる。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携事項の検討及び実施に当たって知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ないで、第三者に開示・漏洩してはならず、また、本協定に基づく連携事項の検討及び実施以外の目的に使用してはならない。
2 本協定の有効期間満了後も前項の規定は、効力を有するものとする。

（協定の範囲）

第7条 甲及び乙は、本協定の締結により、乙のグループ会社による甲への取材、報道に一切影響が生じないことを確認する。また、甲による乙への優先的取扱いがないことも確認する。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年11月30日

甲：田辺市長

真砂 充敏

乙：大阪府大阪市福島区福島一丁目1番30号
朝日放送グループホールディングス株式会社
執行役員

浅野 智章